

第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 公表や周知の方法

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」に基づき、国民健康保険被保険者に係る特定健康診査等実施計画を定めたとき、またはこれを変更したときは、広報紙及び町のホームページ等に掲載し、広く住民に周知を図ります。

2 普及と啓発

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発については、広報紙への特集記事の掲載、医療機関等へのポスター掲示など普及啓発に努めます。

また、被保険者証の更新時等様々な機会を利用して、特定健康診査についての案内に努めます。